

## 第十二編 女子職業問題

## 概説

本年度の我が女子職業界を通観するに、一つの極めて興味ある事實に面接する。即ち夫れは、女工及び女鑛夫の如き所謂労働者の運動及び對策が甚だしく振はず、一般の注目を惹かなかつたに反して、藝娼妓酌婦の如き職業婦人の運動及び對策が異常なる發展をなして、世間の注目を惹くに至つたことである。之には極めてよい對照があると思ふ。といふのは、最近、殊に本年に於て、鑛山工場労働者の運動が不振なるに反して、農村労働者の運動が異常なる發展をなして世の注意を惹くに至つた事實である。此二つの事實は共に經濟界の不況といふ同一の原因から發生したものであると思はれる。

我國に於ける女子職業は、其の業態の別によつて其の發達の狀況を異にし、之を同一水平線上に總括的に取扱ひ得ざるものがある。

然しながら近時女子職業は漸く其の社會的意義を増加し、女子職業問題は社會に於ける注目すべき問題の一と成つたのである。かくて尙ほ極めて貧弱ながらも兎に角各地方に女子職業の狀態に關する基礎的調査が行はれ初めたることは以上の事柄を實證するものとなすことが出來よう。

女子職業の各部門に就いて行はれた調査の狀況は、各部門夫々の發達狀態に即して各甚しい差異がある。夫等に就いては各部門の下に説くこととし、此處には女子職業の一般に關して行はれた調査に就いて觀察しよう。

中主なるものを舉ぐれば、

栃木縣下職業婦人調査(栃木縣社會課)

宇都宮市婦人職業者調査(宇都宮市)

東京市婦人職業調査(東京市社會局)

大阪市職業婦人調査(大阪市社會部)

鈴鹿郡職業婦人調査(三重縣鈴鹿郡)

四日市職業婦人調査(四日市市役所)

門司市職業婦人調査(門司市社會課)

而して女子職業者全般の運動、女子職業一般に對する施設等に至つては尙ほ未だ特筆すべき程のものに接しないのである。

## 一 女子職業一般狀況

女子職業一般の全國的調査は之を缺いてゐるが、一三地方に於て行はれた調査の結果によつて、其の狀況を推知するよすがとしよう。

## 1 栃木縣下女子職業狀況

## 況(一)

## 第一 女子職業一般

大正十一年に行はれた(中には續行中のものもある)女子職業一般に關する調査の

女子職業問題

職業別	人員	配偶關係		年齢		収入		生活状態			教育程度				
		有夫	獨身	最高	最低	最高	最低	上	中	下	專門學校出	中等學校出	高等小學校出	尋常小學校出	
教員	一六	一三	三	六	六	一〇五	一五	一	一〇	六	一	七	九	一	一
事務員	七	九	一	六	三	一〇	四	一	三	三	一	一	四	五	一

2 宇都宮市女子職業狀況

職業別	人員	収入(月)		年齢		家庭の状況			教育の程度					
		最高	最低	最高	最低	上	中	下	無學	小學修卒	中等修卒	中等修卒		
藝妓	一〇三	三〇〇	六〇	七	三	七	四	〇	七	九	三	〇	二	
娼妓	四六	二〇七	八〇	四	五	三	一	七	四	二	〇	〇	〇	
酌婦	四四	四〇〇	一八〇	四	五	三	一	六	二	五	八	〇	〇	
産婆	二六	二〇〇	一五〇	六	六	三	三	三	一	七	四	七	〇	
看護婦	二四	三〇〇	一〇〇	六	六	三	七	三	〇	二	三	〇	二	
計	二、三〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	六	六	三	七	三	一	八	三	二	三	七

同上(一)

職業別	人員	給料(月)		夫の有無		年齢		家庭の状況			教育の程度				
		最高	最低	有	無	最高	最低	上	中	下	尋卒	高卒	中卒	専大卒	
教員	一、三〇〇	二、五〇〇	一、五〇〇	四〇〇	八〇〇	六	六	六	一	二	一	一	二	九	五
事務員	二〇二	一、五〇〇	七〇〇	一三	一六	一	三	六	一	二	一	一	二	四	六
電話交換手	二六	一、〇〇〇	八〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
店員	二七	一、〇〇〇	五〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
給仕	元	一、〇〇〇	五〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
門衛	一	一、〇〇〇	五〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
女監取締	二五	一、〇〇〇	八〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
女タイピスト	二	一、〇〇〇	五〇〇	一	二	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一
計	一、七〇一	二、五〇〇	一、五〇〇	四六	一、三三	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一

計	女	店員
三〇	二	六
六	六	六
二四	七	一
六	六	六
四	四	二
一	八	二
一	三	五
三	八	一
一〇	一	一
七	八	一
八	八	一

3 四日市市女子職業狀況

職業別	人員數	收入			年齡			配遇		學力				
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	有夫	無夫	無學	尋卒	高卒	中等學卒	中等學以上卒
教員	五	一〇五	二四	四三	三	九	二	二	四	一	一	一	一	〇
官吏	六	一〇	一四	一九	四	七	二	一	一	一	一	一	一	一
公務員	六	一〇	一四	一九	四	七	二	一	一	一	一	一	一	一
事務員	三	三	二五	三七	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
店員	三	三	二五	三七	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
看護婦	三	三	二五	三七	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
產婆	二	二	二〇	二四	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
電話交換手	四	二二	二〇	二七	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
理髮師	五	六〇	一五	二七	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
遊藝師	八	九〇	三〇	五〇	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
裁縫師	三	六〇	四	五〇	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
生造花師	三	五〇	四	五〇	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
仕立職	七	六〇	四	五〇	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
女工	二、三五	五	一七	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
按摩師	八	四〇	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
尼僧	一、七〇	四〇	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
銀行人	七	四〇	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
鍼灸師	一、七〇	四〇	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
下女	七五〇	一七	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
女傭	一五〇	一五	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一
給仕	七	一五	一五	二六	三	六	三	一	三	一	一	一	一	一

(\*ハ日給額)

4 三重縣鈴鹿郡下女子職業  
狀況 (一)

女工	八七	遊藝師匠	三
教員	七	裁縫師匠	三
事務員	九	生花茶師匠	五
店員	七	仕立職	二
看護婦	一	按摩	八
產婆	五	尼僧	九
電話交換手	三	行商	三
理髮師	三	雇女	三
髮結師	三	女給	六
計	四〇		一、三〇三

同上 (二)

職業別	人員	配偶關係	平均年齢	平均月収額
女工	八七	有夫	二四	二六・七
教員	七	未婚	三六	三三・九〇

尙ほ新潟縣に於ける出稼ぎ婦人の状態を參考の爲め掲ぐれば(新潟縣廳調査に據る)、

6 新潟縣出稼婦人狀況

職業別	大正十年中 出稼婦人數	大正十年末現 在出稼婦人數
藝妓	二三〇	一〇、一八〇
娼妓	二四九	一、一四一
酌婦	八八	二八〇
工女	一七、一四九	一五、七二二

女子職業問題

其他ノ勞役婦女 九、一一四 二三、六九九  
計 二六、八三〇 五一、〇二二

二 女子職業施設

女子職業全般に對する施設としては別に特記するに至る程のものが何にも無いと云つてよい。

唯だ公團體の施設としては、十一月中門司市社會課が同市在住の女事務員、電話交換手、女タイピスト等の如き有給職業婦人を集めて一の職業婦人團體を組織せしめん爲め、其の準備として同市職業婦人調査を行つたこと、私團體としては、大阪基督教女子青年會が、大阪市より貸與され堀川監獄跡の一部に職業婦人の爲めの寄宿舎を建設すべく、五月中旬より其の基金募集に着手したことが、僅かに注意され得ることであらう。しかし其の兩者とも、未だ其の實現を見ない所なのである。

第二 女工問題

職業婦人の間にあつて、其の數に於て一

頭地を抜でゐるものは云ふまでもなく女工である。殊に我國主要工業の第一位を位むる染織工業に於ける女工の位置は決定的勢力を有するものである。かるが故に此の女工問題は大きい注意せねばならぬにも拘らず、之に對する施設に於て、又之が對策に於て甚しく見るに足るべきもの殆んどなく、且つ女工自身の自覺的運動の絶無と稱し得べきことは決して喜ぶべき現象となすことが出來ぬのである。惟ふに此の如きは女工殊に染織業女工の最大部分が二十歳未満のものにして、しかも其の勤續期間が比較的短く嫁資を得る爲めに勞務に就くもの依然として多きを占めるるに依るものであらうか。

一 女工狀態

先づ全國に於ける女工の數を知る要がある。

工業に關係せる女工の中、工場に在勤する女工の數を見るに(但し工場法適用工場のみ)、

1 工場在勤女工數統計

(諸官廳直轄工場ヲ除ク)

年次	平均一日 使用女工	男工百人に對す る女工の割合
明治四四年	四七、四九七	一五〇・三
大正元年	五五、二二七	一四一・一
同 二年	五四〇、六五六	一四一・八
同 三年	五三五、三九七	一六二・二
同 四年	五五九、八三三	一五九・五
同 五年	六六六、六六九	一三九・〇
同 六年	七三三、三三〇	一三五・五
同 七年	七三三、〇八一	一三八・一
同 八年	八四一、三九三	一五三・三
同 九年	七六六、三三八	一三三・三

大正九年度に於ては一日平均七十八萬の工場在勤女工があつた。之に諸官廳直轄工

場在勤の女工を加ふ時は約八十三萬の女工を算する。而して絶對數に於ては累年増加の傾向がある。男工に對する割合は大正三年を最頂として逐年低下の傾があるけれども、なほ男工よりも多くの割合を示してゐる。今大正九年に於ける該工場在勤女工の工場種別を見る時は、

2 女工工場種別統計

(大正九年)

工場種別	平均一日 使用女工	各工場 別の占 むる割 合	男工百人 に對する 女工の割 合
染織工場	六七、三〇二	一六・九	四九・〇
機械器具工傷	一四、一七七	一・八	六・一

即ち鑛山に働く女工の數約十萬を算し、男工に對する割合が逐年増加の傾がある。

3 鑛山女工統計

次に鑛山の女工の數を見るに、

年次	女工數	男工百人に對す る女工の割合
大正六年	九、五八	二六・九
同 七年	一〇四、六八	二九・一
同 八年	一一、八四九	三三・七
同 九年	一〇八、三〇〇	三三・七

4 工場女工年齢表 (大正八年適用工場)

年齢別	員數	總數に對する 百分比	男工との百分比
十歳以上十二歳未満	二、九三三	—	男工 二〇
十二歳以上十五歳未満	一一〇、七四	—	女工 九〇
十五歳以上二十歳未満	三六五、六六	—	男工 三二
二十歳以上	三六五、元五	—	女工 六八
計	八三五、七一一	—	男工 五七
			女工 四五

5 全國鑛山女工年齢表

年齢別	大正七年	大正八年	大正九年	大正九年の百分比
十四歳未満	三〇四	三三三	三九三	〇・三
十四歳乃至十五歳	二、〇三六	一、七三〇	一、八九五	一・八
十五歳乃至廿歳	二六、五二六	二八、三三五	二六、七六三	二四・七
廿歳以上	七五、八四三	八一、四四二	七九、元三	七三・二
計	一〇四、六八	一一、八四九	一〇八、三〇〇	一〇〇・〇

6 名古屋市西區江川町署管内

四紡績工場女工年齢表

(大正十一年七月現在)

年齢	女工數
十二歳乃至十四歳	四七三
十四歳乃至十五歳	四四二
計	九一五

十五歳乃至二十歳 二、〇一二  
二十歳以上 一、一九三  
計 四、一二〇

女工の健康状態については各府縣、殊に織維工場の多數を有する府縣の工場課に於て特に注意を拂つてゐる様である。而して結核患者が割合に多いと云ふことが注意されてゐる。

7 女工病類別患者實數  
 (大正八年度工場監督年報に據る)

結核	400	合計	2,088
内肺結核	298	寄宿	1,689
呼吸器病	6,094	合計	2,088
消化器病	8,266	一、二二三	一、二二三
内胃腸病	6,894	二、八九九	二、八九九
脚氣	1,333	三、六三三	三、六三三
傳染性眼病	1,268	四、八八三	四、八八三
女工(工場法適用工場の)總數	4,056	五、〇五六	五、〇五六
而已ならず近時に至つては女工の媒介	857	七、〇四三	七、〇四三
		八、三七一	八、三七一

によつて、結核患者が増加すると云ふことが、女工供給地たる府縣の問題となり、例へば岐阜縣の如きは之に對して問題を起してゐる。一體に女工退職後の一般状態及健康状態、併びに育兒状態といふことが社會の注意を引くに至つた。左に示す二例は其の一つの試みである。

8 隣寸軸木工場に於る婦人勞働者の育兒調査結果  
 (神戸市社會課調査)

イ 女工の年齢及幼兒の有無に分ちたる女工數  
 (大正十一年三月末現在)

幼兒有無	幼兒ある者	幼兒なき者	合計
女工年齢			
十四歳以下	一人	四	五
十五歳以上	二人	三九	四一
二十歳以上	一	三〇	三一
廿五歳以上	一五	一八七	二〇二
三十歳以上	一〇〇	一四八	二四八
卅五歳以上	七	一四七	一五四
四十歳以上	五	一七〇	一七五
四十五歳以上	四	一八二	一八六
五十歳以上	七	二〇三	二一〇
六十歳以上	一	五	六
七十歳以上	一	三	四
不明	八	九	一七

ロ 勞働時間及兒童數に依て分ちたる女工數

勞働時間	兒童數	一人	二人	三人	幼兒なし	計
二時間以上	一人	一	一	一	一	四
三時間以上	一人	一	一	一	一	四
四時間以上	一人	二	一	一	一	五
五時間以上	一人	五	二	二	一	一〇
六時間以上	一人	五	五	二	一	一三
七時間以上	一人	九	六	四	一	二〇
八時間以上	一人	二七	六	七	一	四一
九時間以上	一人	八	六	二	一	一七
十時間以上	一人	四	二	二	一	九
十一時間以上	一人	一	二	二	一	六
不明	一人	一	一	一	一	四
計	一人平均勞働時間	三〇	一七	三	一、八四	二、六六
幼兒一人ある者						

女子職業問題

七、六四七時間



一不	明	一	二	四	五	五	六	一〇	一〇	三	總	計
一計		一	二	六	六	九	六	九	四	七		

三二一八二七二五二五二二一〇三

### 9 長崎縣の紡績女工退職者状態及健康調査結果

長崎縣保安課工場係に於ては紡績女工の退職後に於ける健康状態の調査を行つた。先づ便宜上紡績女工の産地である南北兩高來郡から長崎紡績會社に去る大正二年の操業當時から本年の三月迄勤めて退職した一、〇六三名について調査し、本年四月より六月廿二日に至つて完了した。今其主なる結果を抽記すれば、

勤続年數	人數	死亡者數	人數と死亡者數との千分比
六ヶ月未満	三八七	一五	三九
一年未満	三一三	一二	三八
二年未満	二三四	九	三八
三年未満	七九	三	三八
四年未満	三〇	二	六七
五年未満	一一	一	六一
五年以上	九	〇	一

尙ほ大正十年中大阪に於て檢舉された密娼一九五名中、七三名は前身女工であり、娼妓志願者五、六〇〇名中約一、〇〇〇名が前身女工であつたと云ふことを附記して置く。

主とする唯一の爭議と目することが出来るよう。

### 仙臺製絲女工の同盟罷工

仙臺市東八番丁の片倉組製絲工場は一千餘名の女工を使用してゐるが、十一月四日寄宿舎の室長十二名が、祕密裡に會合協議せる結果、小野菜女を代表として、會社に對し賃銀の五割増、賃銀の工程率の隨時發表、貯金額を毎月各人に公表すること等を要求したが容れられず、會社は代表者たる小野菜女を手當十四、歸郷旅費五圓にて解雇せる爲め一千餘名の女工は憤怒し遂に六月より同盟罷工の状態を呈するに至つた。尙斯くなるに至つた今一の原因は、十月二十八九日の頃第一號寄宿舎の女工五十餘名が食事の食器を亂雑にした爲め炊事係に痛く叱責せられたるを憤り、一同が、二十九日朝、晝を絶食し怠業状態を續けてゐたことである。

#### 一 退職業者の状態

- イ 健康者と認むべき者 一、〇〇七
- 歸農せる者 三一八
- 結婚せる者 二八三
- 同業他工場に轉ぜざる者 一一八
- 他業に轉ぜざる者 二〇〇
- 藝娼妓又は渡航せる者 三三
- 行衛不明 五五
- 死亡者 四二
- 肺結核 一六
- 其他の結核性 二
- 結核外(主として流感) 二四
- 現在罹病者 一四
- 結核 二
- 結核外 二
- 勤続年數と死亡者數との對照 一二

### 二 爭議

男子勞働者の爭議に相應じて、勞働爭議に加盟するといふ例は、可成り屢々之に接するのであるが、女工のみが單獨に、且つ勞働條件を問題として爭議を起した例は從來餘りになかつたのである。大正十一年に於ても殆んど之に遭遇しなかつた。唯だ左に掲ぐる一例は本年度に於ける女工を

### 三 施設及對策

女工問題の對策及施設としては、殆んど擧ぐべき程のものも無いのであるが、山梨縣に於ては女工募集に伴ふ前貸制度の弊



害を認めてこれが改廢を行ひ、違反行爲者の取締を嚴重にしたこと、上述の長崎縣保安課の調査とは僅かに注意する値あるものとなすことが出來よう。尙ほ覺醒婦人協會が三月中、大阪陸軍被服支廠の女工六百名に對し簡單なる基礎的調査を行つたことも附記して置く。

### 第三 女教員問題

我國の女子職業に於て先づ思ひ起さるゝものは、女工に亞いで女教員である。しかも女工が勞働者としてなほ未だ覺醒の域に達せざるものあるに拘らず、女教員は知識階級者として幾分現狀に目を醒まし來つた觀がある。未だ以て婦人運動と稱すべき程のものがある。今日女教員の間には生じたるを聞かぬのであるが、しかし其の間には將來に對する或る萌芽も含まれてゐる様に見えるのである。

に小學校及び高等女學校の女教員の統計を上げよう。

#### 1 全國小學校及高等女學校女教員數統計

(毎年度末翌年三月卅一日現在)

年度	小學校	高等女學校	實科高等女學校	計
明治四三年	四〇、九七	一、九六	—	四二、九三
同 四四年	四二、七三	一、八〇	—	四四、五三
大正元年	四三、四四	一、七九	三七	四五、五〇
同 二年	四三、四九	一、八五	四八	四五、八二
同 三年	四四、六六	一、九〇	七〇	四七、二六
同 四年	四四、八〇	一、九一	六五	四七、三六
同 五年	四七、三六	二、〇七	七〇	四九、七三
同 六年	四九、五八	二、一八	七六	五一、五二
同 七年	五三、五八	二、三三	七五	五六、六六
同 八年	五七、五八	二、五二	八六	六〇、九六

大正八年度末、即ち大正九年三月卅一日現在にて約六萬を算し、年々増加の傾がある。

2 全國小學校及高等女學校女教員の界教員百人に對する割合異年表

年度	小學校	高等女學校	實科高等女學校	計
明治四三年	五九	一五七	—	—

同 四四年 三七・五 一三三・四 一

大正元年 三七・八 一三六・六 一三三・八

同 二年 三八・一 一三五・五 一三五・四

同 三年 三八・八 一三五・七 一八三・三

同 四年 三九・三 一三九・七 一七三・六

同 五年 三九・八 一三三・六 一七六・八

同 六年 四〇・六 一三四・六 一六二・八

同 七年 四〇・八 一三八・九 一七〇・三

同 八年 四七・六 一三六・〇 一六八・四

高等女學校及び實科高等女學校に於ける女教員の男教員に對する割合の常に優勢を保ちるるは注意すべき點であるが、殊に小學校に於ては逐年女教員の割合を増加し來れること、而して小學校女教員の絶對數の大なることが最も注意を引く點である。

女教員の待遇狀態、殊に其の俸給に就いては、第十四編「俸給生活者問題」の第二「教員問題」中、「教員狀態」の節下参照を望む。

#### 一 女教員狀態

全國に於ける女教員の數を推測する爲め

年度	小學校	高等女學校	實科高等女學校
明治四三年	五九	一五七	—

女教員に就いて其の職業生活の上に於ける一大支障は妊娠分娩である。これが一般女子職業者の問題となりゐることは當然であるが、これが一層切實な問題となつて現はれるは女教員問題に於てである。斯くて各府縣に於ては之に關する調査に注意を

拂ひ初めてゐる。今左に夫等の調査結果の一三を摘録しよう。

### 3 大阪市女教員分娩數調査

大阪市の調査に掛かる女教員の分娩調査の結果如左。

小學校	大正十年 中分娩數	十年末現在 女教員數	同上有 夫者數
幼稚園	九五	八三八	五〇六
裁縫學校	二四	二二二	八四
計	一〇	九六	四二
	一二九	一、一四六	六三二

### 4 長野縣下女教員分娩調査

長野縣下に於ける女教員分娩に関する、同縣當局の調査は三月下旬完了したが、其結果如左。

郡市別	分娩數	有夫數	女教員總數	教員總數
郡部	一〇	五七	一、六六七	五、九六八
市部	三	三	二二	三三
合計	一三	六〇	一、七八九	六、三〇一

### (二)女學校

校名	分娩數	有夫數	女教員數	教員總數
長野高女	一	五	一四	二六
上田高女	一	三	一一	二〇
飯田高女	一	一	八	一八
諏訪高女	一	一	五	一七
松本高女	二	三	一〇	二六

### 女子職業問題

計 三 一五 四八 一〇七 四十五日 一

### 5 廣島縣安藝郡女教員産前産後休養の實狀

廣島縣安藝郡に於ける女教員産前産後休養の實狀如左。

大正九年度分娩女教員數十八名	分娩前休養日數及人員	分娩後休養日數及人員
無休養	六名	七名
六日	一	八日
十日	一	十五日
三十八日	一	三十八日

### 大正十年度分娩女教員數十四名

無休養	七名	二日	三日
七日	一	八日	十二日
十六日	一	二十三日	一
六日	一	十一日	二十七日
二十八日	一	二十九日	三十日
三十二日	一	三十五日	三十六日
三十八日	二	三十九日	四十二日

### 二 女教員運動

女教員の運動として、女教員自らが或種の運動を行ふと云ふことは、今日に於ては殆ど之に接せずと稱するも過言ではない。大正十一年中に行はれた左の二三例は今日の女教員運動の輪廓と内容とを語るものであらう。

#### 1 日本女教員協會

『時勢に鑑み本邦女教員の素質を良くし地位を高め且つは坊間囂びすしき婦人問題の解決に資する目的を以て』四月全國女子師範學校長相談の結果『日本女教員協會』が生まれ、同月十五日から機關雜誌として『女教員』を刊行してゐる。同會の主なる規約如左。

- 第一條 本會ハ本邦女教員ノ修養ヲ修メ地位ヲ高メ活動ヲ授ケ以テ教育ノ進歩ニ資シ併セテ日本婦人ノ改良發展ヲ圖ルコトヲ目的トスル
- 第二條 本會ハ本會ノ趣旨ヲ賛成スル女子師範學校校友會、師範學校女子部校友會、女子師範學校同窓會、師範學校女子部同窓會及ビ府縣郡市女教員會ヲ會員トスル

本會ノ趣旨ニ賛成スル女教員ハ何人ニテモ會員トスル

第三條 本會ヲ日本女教員協會ト稱シ事務所ヲ當分ノ内東京府女子師範學校及ビ静岡縣女子師範學校内ニ置ク

第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メニ毎年一回團體カラ出ス所ノ代表者並ニ個人會員ノ會合ヲ催シ及ビ便宜各地方ニ於テ會合スル外毎月一回機關雜誌「女教員」ヲ發刊シ各團體ニ贈ル外一般購讀希望者ニ頒布スル

第五條 本會ノ經費ヲ支辨スル爲メ本會員タル各團體ハ年額金三圓ヲ醸出スルコト、スル個人會員ハ雜誌代會費ヲ醸出スルコトヲ要シナイ

## 2 豊橋市小學校女教員會

### 成立

愛知縣豊橋市内の小學校女教員は六月二十三日市立圖書館に於て發會式を舉行した。組會員數約五十名、市内教員の三分の一を占めてゐる。役員には、會長に市視學吉田頼吉氏を擧げたが、他は皆小學校の女教員である。目的とする所は、小學校女教員の自覺を促し實力を養成し以て教育の進歩改善を圖るに在る。事業としては、講習會及び講演會の開催、教育上の視察、會員

相互の修養、研究。會費は月五十錢。

## 3 第三回全國小學校女教員大會

### 員大會

第三回全國小學校女教員大會は七月一、二、三の三日間、東京市神田區一ツ橋帝國教育會に於て開催、小學校女教員の出席者三百十數名、左の議案を協議した。

#### 文部省諮問案

一、小學校女兒童の個性尊重に關し女教員の特に注意すべき點如何

#### 議案

#### 第一號

女教員會設立方案に關する件

#### 第二號

小學校女教員及女兒に適當なる服裝如何  
(以上帝國教育會提出)

#### 第三號

女兒補習科に最も適切なる教科目及其の教授方法如何  
(第三回小學校女教員會委員提出)

#### 第四號

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條に左の但書を加ふること其の筋に建議すること  
但女教員は在職滿十ヶ年以上とす  
(香川縣教育會提出)

#### 第五號

小學校女教員の爲に女子師範學校、女子高等師範學校又は其他の學校に研究科を設置せられんことを其の筋に建議する件  
(横濱市教育會提出)

尙議案第一號「女教員會設立方策に關する件」は可決を見るに至つた結果左の如き會則と附帶決議とを發表した。

### 全國小學校女教員會規則

#### 第一章 總則

第一條 本會ハ全國小學校女教員會ノ協同團結ニ依リ其ノ自覺ヲ促シ教育上ノ研究調査ヲナシ其ノ能率ヲ昂進セシメ併セテ地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ全國小學校女教員會ト稱ス

第三條 本會事務所ハ東京市神田區一ツ橋通町

第二十一番地帝國教育會内ニ置ク

第四條 本會ノ目的ヲ達センカ爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 會議ノ開催
- 二 機關雜誌ノ發行
- 三 教育上必須ノ事項ヲ研究調査スルコト
- 四 圖書ノ出版刊行
- 五 講演會講習會ノ開催
- 六 教育上ノ意見發表
- 七 婦人問題ノ研究
- 八 其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

#### 第二章 組織及會費

第五條 本會ハ市郡區及之ニ相當スル行政區劃

ニ於ケル小學校女教員ノ團體並ニ之ニ準スル  
女教員團體ヲ以テ組織ス

第六條 入會セントスル女教員團體ハ會名、會  
所在地、會員數、會則ヲ添附シ會長若シクハ之  
ニ相當スル役員ヨリ加入申込書ヲ提出スルコ  
ト

第七條 加入團體ハ會則及會所在地ノ異動アル  
毎ニ直チニ本會ニ届出ツルコト

第八條 加入團體ハ左ノ率ニヨリ會費ヲ納入ス  
ルモノトス  
二百名以下ハ一ケ年金五圓トシ、二百名以上  
ハ百名以下チ増ス毎ニ一ケ年金五圓ツ、チ加  
算ス

第九條 本會ハ名譽會員ヲ設ケルコトヲ得  
名譽會員ハ評議會ノ議決ニヨリ推薦ス

第三章 役員  
第十條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク  
會長一名 當分ノ内帝國教育會長ヲ推戴ス  
副會長二名 總會ニ於テ各團體ニ屬スル會員  
中ヨリ公選ス

幹事十名 半數ハ評議員會ニ於テ互選シ半數  
ハ會長之ヲ囑託ス  
評議員若干名 三分ノ二ハ總會ニ於テ各團體  
ニ屬スル會員中ヨリ選舉シ三分ノ一ハ各團體  
ニ屬スル會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス  
副會長、幹事、評議員ノ任期ハ二ケ年トス但  
シ再選スルコトヲ得

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ管理シ總  
會其ノ他ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第十二條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル

時ハ其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 幹事ハ會長ノ指揮ニヨリ會務ヲ分擔  
ス

第十四條 評議員ハ評議員會ニ於テ次年度ノ事  
業豫算ノ決定及ヒ決算ノ認定並ニ其ノ他重要  
事項ニツキ會議ス

第十五條 會長ハ書記及雇員ヲ使用スルコトヲ  
得

第十六條 會長ハ會務ヲ處理スル爲メ特ニ必要  
ナル時ハ委員ヲ囑託スルコトヲ得

第十七條 本會役員ハ總ヘテ名譽職トシ書記雇  
員ハ有給トシ其ノ俸給及日給ハ會長之ヲ定ム

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ囑託シ本會ノ事  
業ニツキ諮詢スルコトアルヘシ

顧問ハ評議員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ囑託ス

### 第四章 總會

第十九條 總會ハ毎年一回之ヲ開クモノトス但  
シ各團體ハ代表者トシテ左ノ代議員ヲ出席セ  
シムルコト  
二百名以下ニアリテハ一名トシ二百名以上ハ  
百名以下チ増ス毎ニ一名ヲ累加スルモノトス  
代議員ハ小學校並ニ之ニ準スル學校ノ女教員  
タルコト

第二十條 總會ニ於テ行フヘキ事項左ノ如シ

一 庶務會計ノ報告

二 役員ノ選舉

三 規則改正ニ關スル議事

四 其他重要ノ事項

### 第五章 會計

第二十一條 本會ノ經費ハ會費寄附金基金ノ利  
子及其他ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 本會ノ收支豫算並ニ豫算ノ流用ハ  
評議員會ノ決議ヲ經ルヲ要ス但シ緊急ノ場合  
ハ會長之ヲ決シ評議員會ノ承諾ヲ得ルコト

### 第六章 附則

第二十三條 本會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラ  
ザレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十四條 本會則執行ニ關スル細則ハ別ニ之  
ヲ定ム

附帶決議 全國小學校女教員會設立ノ手續

一 創立委員若干名ヲ設ケ創立ニ關スル一切  
ノ事務ヲ委囑スルコト

二 本會創立事務所ヲ帝國教育會内ニ置ク

三 帝國教育會ニ對シ本會ノ設立ニ盡力セラ  
レン事ヲ委囑スルコト

四 市郡區小學校女教員團體並ニ之ニ準スル  
女教員團體ニ對シ本會加入ノ申込ヲ勸誘ス  
ル事

未タ女教員會ノ設立ナキ市郡區ニ於テハ可  
成早ク設立スヘク勸誘スルコト

五 第三回全國小學校女教員會出席者ハ市郡  
區小學校女教員團體並ニ之ニ準スル女教員  
團體設立ニ盡力スルコト

六 加入團體ハ大正十二年五月末日迄ニ申込  
チナスコト

但シ規則第二條第六條ニ依ル

七 大正十二年ノ秋期チ期シ創立總會ヲ開催  
スルコト

### 三 女教員問題対策

九月十六日文部省は女教員の産前産後の休養に關して左の如き訓令を發した。

女教員の産前産後に付き特に保護法を講ずるは頗る必要なる事にして若しその方法宜敷を得ざれば母體胎兒並に嬰兒の健康障礙を來たすのみならず直接間接に教育上不良の影響を及ぼし國民保健上並に教育上忽かせにすべからざる問題なれば各地方長官は左に指示する事項に則り適當の方法を講じその訓令の主意を貫徹するやう努められたし

女教員の産前産後に於ける休養に關しては左記事項による事

- (イ)分娩後六週間休養をなさしむる事
- (ロ)醫師の診断書による分娩豫定日前二週間休養をなさしむる事 但特別の事情ある場合にありては産婆の證明書を以て醫師の診断書に代ることを得
- (ハ)前項の分娩豫定日を越えて尙分娩せざる場合は事實分娩するまで休養を繼續せしむる事
- (ニ)幼稚園の保姆に對しても前項に準じ休養をなさしむる事

### 第四 藝娼妓並に私娼問題

我國の女子職業問題に特殊の地位を占めるものは藝娼妓並に私娼の問題である。

#### 一 藝娼妓並に私娼の状態

其中、私娼の数は之を知るに由なきも藝娼妓の全國に於ける數は大正九年末現在にて、藝妓五九、一五七、娼妓四八、二六九、藝妓兼業娼妓二六六を算してゐた(本年鑑大正十一年版二四八—二四九頁参照)。今藝娼妓並に私娼の状態を各地方について知り得た結果を左に摘録することとした。

#### 1 東京府

貸座敷數	七、一六
待合茶屋	一、八四三
藝妓屋	三、四五〇
藝娼妓數	九、九三〇

(人正十年末現在警視廳調査)

#### 2 大阪府

貸座敷、待合茶屋數	一、六二八
待合茶屋	四二
藝娼妓酌婦數	五、〇七二
藝妓	八、一七八
酌婦	八二八

(大正十年末現在大阪府廳調査)

年次	初犯	再犯	三犯以上	計
大正六年	三六	五	七	五三
同 七年	四四	六	元	五〇
同 八年	五五	七	三	六五
同 九年	四四	三	七	五四
同 十年	九六	三〇	一〇	一三六

密賣淫 (警視廳調査)

藝娼妓年齡	藝妓	娼妓
十二歳—十八歳	三、〇一五	一、四一八
十八歳—廿歳	一、七五八	二、六二〇
廿歳—廿五歳	二、三五五	一、二三三
廿五歳—卅歳	一、三六四	三六一
卅歳—卅五歳	六一五	九〇
卅五歳—四十歳	四〇〇	
四十歳以上	四二三	
計	九、九三〇	五、七二二

貸座敷	一、五二一
藝妓	四、二二三
娼妓	七、一〇七

### 3 京都府

貸座敷藝妓數

(大正十年末現在京都府保安課調査)

貸座敷	二、一一〇
藝妓	二、三三九
娼妓	三、四〇八

藝妓年齡別 (同上)

年 齡	藝 妓*	娼 妓
滿十五歲以下	二五七	四四四
滿十六歲—廿歲	一、一〇〇	一、八五七
滿廿一歲—廿五歲	六〇三	八五五
滿廿六歲—卅歲	二四九	二〇九
滿卅一歲—卅五歲	一二五	三九
滿卅六歲—四十歲	七一	四
滿四十一歲以上	一〇七	

(\*藝妓數ニ誤アル如キモ參考トシテ掲グ)

### 4 兵庫縣

神戸市藝妓數

(毎年度末現在神戸市稅務課調査)

年 度	藝 妓	娼 妓
大正六年	一、六六五	一、一五七
同 七年	一、八四三	一、〇八三
同 八年	一、九六九	一、一三二
同 九年	一、九六九	一、一三〇
同 十年	一、八三五	一、一三三

### 女子職業問題

### 5 滋賀縣

大津市藝妓年齡

(大正十年末現在大津警察署調査)

年 齡	藝 妓	娼 妓
十二歲—十八歲	八三	一
十八歲—廿歲	二八	八
廿歲—廿五歲	五四	一三
廿五歲—卅歲	三〇	四
卅歲—卅五歲	一	一
卅五歲—四十歲	五	五
四十歲以上	二二	二
計	二二三	一六九

### 6 愛知縣

藝妓酌婦數

(大正十一年三月現在 愛知縣警察部調査)

總 數	藝 妓	娼 妓	酌 婦
愛知	四、四三九	二、一六〇	二、〇五五
三重	三、八三五	八四五	一、三九九
岐阜	二、九	二七〇	一、七三
長野	三三	三〇	一七
静岡	九	四	六
其 他	一九五	七三	二〇二

名古屋に於ける私娼調査結果

名古屋市門前町警察署は其管内に千數百の公娼を有する關係上、私娼の數も亦從つて多い。今左に同署が昨年末、檢舉せる私娼壹百名に關

する調査の重なる結果を列舉しよう。

一 職 業	無職(殆んど專業者と可認)	酌 婦	二 四	藝 妓	二 七
	女 工	一 一	家 庭 内 職	二 四	八
	其 他	六			
一 年 齡	一 年 齡	人 員	年 齡	人 員	人 員
一六	一六	三	三〇	二	二
一七	一七	五	三一	一	一
一八	一八	〇	三二	一	一
一九	一九	一	三三	一	一
二〇	二〇	一	三四	一	一
二一	二一	五	三五	三	三
二二	二二	〇	三六	三	三
二三	二三	三	三七	三	三
二四	二四	八	三八	三	三
二五	二五	三	三九	二	二
二六	二六	一	四〇	二	二
二七	二七	一	四一	一	一
二八	二八	一	四二	一	一
二九	二九	一	四三	一	一
一 教 育	一 教 育	人 員	一 教 育	人 員	人 員
高等小學卒業	高等小學卒業	三	尋常三年修業	六	六
尋常小學卒業	尋常小學卒業	二六	尋常二年修業	二	二
尋常五年修業	尋常五年修業	一七	無教育	三四	三四
尋常四年修業	尋常四年修業	一二			

- 一 犯罪の月
  - 春 二四 (三月一七、四月一五、五月一八)
  - 夏 二二 (六月一五、七月一九、八月一八)
  - 秋 二六 (九月一五、十月一三、十一月一八)
  - 冬 二八 (十二月一〇、一月一六、二月一二)
- A 一代償
  - 花代壹圓六拾五錢乃至二拾五圓(拾貳名)
  - 花代と宿泊料 壹圓 公園にて 五圓
  - 宿屋にて 五圓 草履一足と宿泊料
  - 花代と祝儀 五拾錢 宿泊料
  - 酒代 花代觀劇料及び宿泊料
  - 花代汽車賃及び人力車賃
- B 酌婦
  - 三拾錢乃至六圓の現金 七拾五錢の宿料
  - 興行物觀覽と五拾錢乃至壹圓の祝儀
  - 宿泊料と壹圓二拾五錢乃至三圓の祝儀
  - 三拾五圓の前借支拂 二圓九拾錢の下駄
  - 九圓五拾錢の反物 宿泊料と足袋一足
  - 芝居と宿賃 七拾錢と母の面倒
  - 女工
- C
  - 現金拾二錢五厘、五拾錢、壹圓、三圓 四圓
  - 觀劇と五圓 宿泊料
- D 下女
  - 三拾錢の宿料 五拾錢、拾圓
  - 芝居見物飲食代及二圓
- E 妻妾
  - 五拾錢、六拾錢、七拾錢
  - 飲食代觀劇料及壹圓 觀劇と料理
- F 内職者

G 無職者  
 七錢五厘、拾錢、五拾錢、壹圓乃至五圓五拾錢、拾二錢五厘、十五錢、二拾壹錢、拾三錢、五拾錢、八拾錢、壹圓、二圓  
 宿泊料と一圓五拾錢乃至五圓 觀劇と宿賃  
 飲食代及蒲團損料

一 病毒  
 無毒 五五名  
 有毒 四五(内梅毒 三七名)

7 岐阜縣  
 藝娼妓酌婦數及年齡  
 (大正十年末現在在岐阜縣警察部調査)

年齡	藝妓	娼妓	酌婦
二十歳未満	八〇八	八五	二六〇
三十歳未満	三三三	五八四	四五二
四十歳未満	六九	四二	四六
四十歳以上	二〇	一	三
計	一、二一〇	七二二	七六一

8 三重縣  
 宇治山田市娼妓年齡  
 (大正十一年六月現在)

年齡	娼妓
十八歳—廿歳	三九
廿歳—廿五歳	二一四
廿五歳—卅歳	八九
卅歳—卅五歳	三一
卅五歳—四十歳	一三

9 山口縣  
 藝娼妓酌婦年齡  
 (大正十年末現在)

年齡	藝妓	娼妓	酌婦
十五歳未満	五〇	一	三
十五歳—廿歳	八七	一三七	二九七
廿歳—廿五歳	四七	六四	三三
廿五歳—卅歳	二六	三〇	二六
卅歳—卅五歳	七	七	五
卅五歳—四十歳	八	二〇	三
四十歳以上	五	一	三
計	一、五〇	一、二五	九〇

10 全國接客婦調査結果  
 内務省衛生局は大正十年五月四日より全國接客婦——私娼——調査を行つたが、其の結果を抽出すれば、

一 地方的名稱

淫賣	ハガワ	二錢姫	早物
バイタ	ホケ	パマン	二分造
ホテル女	パンボ	二百	別嬪
馬具	二文目	ヘタリ	ヘーブリ
女衆	タマトリ	ト一ヒ	御馬
ダゴ	オツベ	道樂女	オクシマ
ダンゴ	ドグリ	オテンバ	總嫁
チンパ	カンツ	辻君	茶屋女

カモ	壺握	チヤブヤ女	カボチヤ
ツベフリ	ゲグース	乾瓢	寝子
チヤンカ	夜鷹	ネコ	チヨンノ間
大正	内侍	地藏サン	達磨
那我侍	オカンゴ	立	仲居
オツタホー	田中	ナンコ	駱駄
山羊	曖昧	ムスメ	ヤンゴ
アネコ	ムギ	ヤスモノ	アネマ
ウシ	前懸	青首	ウシンヘイ
ケトバシ	青切符	賣助	風來女
赤切符	薄鍋	船饅頭	ザボシ
野引	プロ	ザルソバ	ノスカイ
ゴケ	サシ	玄人	ユバイト
三貫女	白頭	五錢樓	サンヤレ
草餅	狐鼠屋	キアシ	菰冠
ギツチヨン	チヨン	ヤシヤコラ	テンレツ
銘酒屋女	メンタン	獅子	不見轉
酌取	白首	白切符	地獄
尻輕	白馬	尻賣	射的場女
ヒツパリ	女郎	引コロギ	四貫學校
モカ	酌婦	モグリ	新銀取
ズリ	拾錢轉ビ	スシ	白狐
白湯モシ			

女子職業問題

四 前身職業別關係

酌婦	女中	女工	藝妓
娼妓	雇人	農業	裁縫工
會社事務員	交換手	仲居	遊藝人
女優	看護婦	商業	漁業
子守	妓婦	日雇	雜業
學生	帽子編	無職	

五 前借金の範圍及年期  
前借金 拾圓乃至參千五百圓

六 淫賣の場所(略ス)

七 賣淫の報酬  
參拾錢乃至五拾圓

11 娼妓生活費調査

岡山市東署で中島遊廓の娼妓に對し支出簿を與へて、彼等の支出状態を調査した。其の概況及結果を摘記すれば左の如くである。

最も眞面目な妓十人を選んで手帳を與へて大小となく付けさせたが、去る五月十九日から六月三十日まで満足にやつた者はタツタ一人しか居なかつた。

他は何れも半分頃で止めたり二三日で捨てた者もある其支出によつて彼等の生活の一端が窺はれる。西中島某樓の娼妓、年は二十六歳、女學校を三年で退學し、一度結婚して離縁になつたのが、その経歴で、子供が一人ある。五月十

九日より六月までに總小使が二十圓十五錢で其の内

髮結代及び元結代に五圓六十錢、飲食費五圓二十九錢、通信費二圓八十四錢、書籍費二圓七十錢

等も含まれて居るが、別に呉服費二十五圓餘もある。此れは夏衣の支度等で例月より多かつたが子供の浴衣帶も入れてある。此の娼妓等は極めて儉約な方で飲食費等も豆腐代五錢など、云ふも澤山含まれ贅澤物と認むべきは殆どない。収入は玉揚代の一割(東中島は五分)を貰ふ事になつて居て平均月十二三圓しかならぬ。

12 藝娼妓酌婦紹介業者より見たる彼等の状態

東京市社會局は各種紹介業に關する調査を大正十年十月二十日より十一月五日に涉つて試み「紹介業に關する調査」として發表した。其の一章として藝娼妓酌婦紹介業に關する調査がある。今其の中より適宜抄録を試みようと思ふ。

季節による需要者被紹介者の異動

「需要者、被紹介者多き月は、一年の中十月十一月十二月にして、此中最も多きは十一月にして、此月は需要者、被紹介者共に最も多く



十二月になりて被紹介者の多きは十一月と同様なれど、需要者幾分比にして少し」

被紹介者の紹介業者に至る迄の経路

第一 藝妓

之等の原因を、家庭の事情、本人の事情に區別する事を得べし。

家庭事情

- 1 父兄の病氣(家族の病氣)
- 2 家庭不和

前借金申告額

年期	最高			最低		
	上	中	下	上	中	下
無年期	二,〇〇〇(最高最低なし)					
一年	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
二年	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	一,〇〇〇	六〇〇	三〇〇
三年	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	七〇〇	一五〇
六年	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	七〇〇	三〇〇

- 3 家庭貧困、事業失敗には其他の家庭事情より貧困なるが故に

- 1 家庭貧困、両親の病氣
- 2 酌婦中の借金返済の爲め
- 3 家庭不和
- 4 酌婦より
- 5 墮落等

右の外、住替を爲さんとするものにては、

- 1 抱主又は朋輩と折合せし

- 2 家庭貧困

- 3 遊客少し

第二 娼妓

年期	申告数最多のもの		
	上	中	下
無年期	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
一年	一,〇〇〇	五〇〇	一〇〇
二年	一,〇〇〇	五〇〇	一〇〇
三年	一,〇〇〇	五〇〇	一〇〇
六年	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六〇〇

年期	最高			最低		
	上	中	下	上	中	下
不年期	一,〇〇〇(最高最低なし)					
三四年	四,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	七〇〇	四〇〇
三年	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六〇〇	三〇〇
四年	二,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	一,〇〇〇	六〇〇	三〇〇
五六年	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	七〇〇	四〇〇
五年	四,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	七〇〇	四〇〇

- 1 家庭貧困(其他種々なる原因)
- 2 墮落

第三 酌婦

前借	上	1,000	五
無年期	中	700	三〇
	下	500	三〇

六〇〇	五〇
四〇〇	
三〇〇	

## 二 待遇條件の變化

藝娼妓の待遇に關しては、時代の推移の爲め各所に問題を喚起し、樓主抱主もこの爲めに待遇に幾分の改善を加へねばならぬこととなり、剩へ藝妓養子縁組無効に關する裁判所の判決は、之に對する一大刺戟を與へたの觀がある。大正十一年中に於ける著しきものを左に擧げよう。

### 1 藝妓の養子縁組の無効に關する判例

藝娼妓とする爲めの養子縁組が法律上有効なりや否やに關して考察するに、勿論養女を將來藝娼妓にする考へがあつたからとて、直ちに養子縁組が無効であるとは言ひ得ないが、藝娼妓として雇入れることが『目的』であり『事實』であつて、養子とするところが『手段』であり『形式』である場合には正しく無効の縁組である。若し之を有効とするならば、年期なき無限の藝娼妓奉公の強

要を許すこととなり殆ど人身賣買を公認することとなる。大正十年に於て松江地方裁判所が此點に着眼して藝妓とする爲めの養子縁組の無効を宣言したのであつたが、又之と同様の判決が大正十一年一月三十一日千葉地方裁判所に依つて言渡された。今其の事件の内容を略述すれば、

#### 訴訟提起の理由

原告は大正三年九月二十八日被告の養子となり、同日養子縁組届を爲した。當時原告は年齒僅かに十二歳に満たず、尋常小學の課程も修了してゐなかつた。被告は原告の實父母に對し原告を尋常は勿論高等小學の課程をも履歩せしめ更に衣服調度に於ても本人の希望に應じ、自由なからしめ、將來被告の後を譲るべきこと、して貰ひ受くることを約した。然るに被告は原告を學校に通學せしめないのみならず、日々遊藝のみを仕込み、僅か三四ヶ月にして被告の住居地千葉町に於て、雛妓として賓客の酒席に付かしめたるを初め、其後藝者として轉住、轉賣を強要すること數度に及び、其間言ふに忍びざ

る羞恥の賤業に従事することを餘儀なくせしめ、其結果原告は再度實家に逃げ歸りたるものにして、原告は其虐待と侮辱に堪へ兼ね本訴に及んだのである。

#### 判決主文

原告と被告とを離縁す

訴訟費用は被告の負擔とす

#### 判決理由

「……原告は被告の養子となりたる後、大正九年九月十五日に至る迄、引續き前記の如く各地に於て藝妓稼業を爲し剩へ醜汚の業に従事すべく、被告の爲めに強制せられ涙を飲んで、之に従事し居所得を擧げて被告の爲め獲得し去られ多年其貪慾に泣き居たる事實を認め得べし。是れ全く被告は其養子たる原告を遇すること、恰も機械の如く唯單に法律上許されたる、養子縁組と言ふ名に隠くれ、自己が貪慾を満足せしめんが爲め、原告と養子關係を持続するに過ぎずして、尠しも養母たるの温情なき處置なりと謂ふべし、……」又一步を譲り被告抗辯の如く、養子縁組を爲す際初めより原告等は、被告が將來原告を藝妓となすことをば、承諾し居た

る事實ありとするも、其後の事情に依り生ずべき、本訴原告の請求に消長を來たすべき筋合にあらざ。故に被告の抗辯は何れも理由なし。然らば以上の事實は民法第八百六十六條第一號に所謂、他の一方より虐待を受けたるものと言ふべく、仍て本訴原告の請求を正當と認め、訴訟費用に付き民事訴訟法第七十二條第一項を適用し主文の如く判決す。

## 2 藝妓の自由廢業に關する宮

### 城控訴院の判決

宮城控訴院は大正十一年五月二十六日藝妓ヨシエ對抱主に關する前審判決を不當なりとして藝妓契約の無効を宣言した。

先づ該係争事件の根本なる藝妓契約の條項を見る、

『(一) 大正元年八月十五日より向ふ十一年を期間とし其年期中抱主はヨシエを藝妓に仕立つべくヨシエは其修業の上抱主方に於て藝妓稼業に従事すべく右ヨシエの父はヨシエをして右の稼業に従事せしむべきこと、(二) 金二十圓をヨシエ及其父に於て抱主より假受くること、(三) 右年期中ヨシエの衣食費諸藝教授料等一切の費用は抱主の負擔たること、(四) ヨシエ藝妓營業の見込立ちたる時は抱主の指圖に従ひ右年期中

何時にてもヨシエは藝妓營業に従ひ抱主は之に従事せしめ決して違背せざること、(五) ヨシエが該營業に因り受くる玉代纏頭等は全部抱主の所得たること、(六) 抱主は其見込に依り右期間中ヨシエをして他府縣に轉じ他人方に於て斯業に従事せしめ得るのみならず夫れ迄に要したるヨシエの衣食料諸藝教授料として抱主に於て直接新抱主より金錢を受領することを得べく之に對しヨシエ及其父は聊かも異議なきこと、(七) 年期中ヨシエの藝道不熟にして到底藝妓營業の見込立たざるときヨシエが正當の理由なくして抱主方を退去又は逃亡其他不都合の所行ありたるときはヨシエ及其父の兩名に於て連帶して抱主に對し前記二十圓の借金に相當の利子を加へ支拂ふべく又大正元年八月十五日より右事由發生の時迄のヨシエに對する藝道教授費並に食費の賠償として一日金十二錢宛の損害金を支拂ひ尙其他の損害を賠償すべきこと』と云ふのであつた。

而して該判決の理由は

『右はヨシエ及其父と抱主間の本件藝妓稼業契約は右の年期中ヨシエをして抱主の仕立に依り藝妓稼業に必要な技藝を修習し抱主の指圖に依り何時にても抱主方又は他府縣なる他人方

に於て藝妓稼業に従事せしむることを目的と爲すものにして其の目的の遂行に關し一方に於て抱主よりヨシエ及其父に對し金二十圓貸付けヨシエの衣食費技藝修習費は之を抱主に於て負擔することに約せらるも他方に於て該稼業に因りヨシエの受くる玉代纏頭等の収入は總て抱主の利得と爲りヨシエは一厘だも自己の所得となし得ざるに反しヨシエが藝道不熟にして藝妓稼業の見込なき場合、正當の理由なき退去又は逃走其他不都合の所爲ありたる場合には前掲記の如き多大なる損害賠償の義務を負擔せしめたるものとす……』故に『……該契約は主としてヨシエに對し右の如き苛重の責任を負はしめ以て同人をして右年期中藝妓稼業を行はしむることを目的と爲すものにして著しく同人の自由を拘束するものと謂ふべく斯る自由拘束を内容とする本件契約は公序良俗に反するを以て民法第九十條に依り無効たるを免れず……』と云ふにあつた。

## 3 自由廢業藝妓に對する損害賠償請求無効の判決

### 大阪控訴院の判決

大阪控訴院は、九月二十日、自由廢業藝妓に對する、損害賠償の控訴に對し、前審たる大阪地方裁判所と同様其無効を判決した。

事件の内容 被控訴人たる藤井捨吉は當時未成年であつた長女やすを大正五年十一月一日から大正十二年十月三十一日迄満七箇年間ため方に於て藝妓仕込の上稼業に従事させ、其の間自由廢業又は休業をなさしめざる事、而して右期間中其の稼業によつて得た収益金は全部抱主のための所得となし、若し該年期中やすが廢業するか、又稼業をやめるには必ずための同意を得る事が必要であり、其の同意なきに敢てする場合は其の事由の正當なるを否とを論ぜずやすが仕込中に要した衣服の損料稽古料食費其他一切の費用をやすの両親が賠償すると云ふ契約をした。所がやすはお客を強要されたこと其他忍びざることの數々を擧げて遂に自由廢業をしたのが問題の起りである。

判決の理由——(前略)本件契約は被控訴人等が其の親たる地位を利用して未成年者たる長女やすを満七箇年間ため方に仕込ましの藝妓稼業によつて得たる収益金はやすの意思に關係なく擧げて之を抱主なるための所得と爲したる上若しための同意なくしてやすが廢業又は稼業を拒む等の所爲あるときは其の事由の如何を問はず又其の収益の多寡を論ぜず被控訴人等に於てために對しやすに要したる一切の費用を賠償すべく

即ち該契約は長年月の間著しくやすの自由を強制し同人の藝妓稼業より生ずる利益を不法に收得せんことを其の内容となしたるものにして所謂公序良俗に關する法規に違背せる無効のものなりと謂はざるべからず。

### 三 藝妓運動

#### 1 各地に於ける藝妓自由廢業の續出

昨年来より藝妓の契約無効又は養子縁組の無効が判決せられ、殊に本年五月二十六日宮城控訴院の判決(前掲)があつて以來は、其影響各地に及び、藝妓にして自由廢業をなすもの相次で續出した。尤も藝妓は法の公に許された稼業であるから契約の目的とするに何等の支障はない。然し民法第九十條には『公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす』と規定してゐる。而も我國從來の藝妓の契約は其内容が多く此條文に牴觸すると思はれるから、此大勢は此後益々盛んになるだらうと考へられる。今左に其實例の主なるもの二、三を擧ぐれば、

#### 一 京都祇園——六月

祇園藝妓繁三事田中はるゑ(十七)の養子縁組無効の訴訟は遂に繁三の勝訴となつたので妹藝妓茂子事清水しな(十八)は六月中旬自由廢業すべく實父の家に歸つて仕舞つた。彼女の言ひ分は、二ヶ年前金二百圓で出たが祇園の貸座敷で客をとり其都度二、三割は女將に取られる勘定で自分としては五圓乃至十圓の小使を受るに過ぎない。夫れで二ヶ年の花代や此の金を合算する時は立替金は既に十分償却される譯であり、又養母は藝妓で常に彼女を虐待したからであると云ふ。

#### 一 大分縣——六月

大分市遊廓大正樓の娼妓二名は六月中大分署に廢業届を出し漁船で杵築町まで逃げたが後正式の廢業届を出し警察では之を認めて廢業せしめた。又別府に於ては登樓客の煽動の爲め一時藝妓の同盟的自由廢業の企てすらあつたと噂せられ、樓主は大恐慌を來し自由廢業の記事ある新聞紙を見ないように警戒した。

#### 一 吳市——七月

吳市に於ては、七月上旬三日間に五名の娼妓が自由廢業をなした。彼女等の言ひ分は、前借金に既に稼ぎ上げたと言ふこと、樓主の虐待とである。

尙其他に世人の注目を惹いたものは、兵庫縣の明石、洲本、岡山縣の日比、島根縣の松江、福井縣の敦賀、石川縣の高濱に於け

る藝娼妓の自由廢業であつた。

## 2 濱松藝妓の同盟休業

濱松市木戸藝妓置屋西岡てつ方の藝妓七名は、七月下旬主人に對し待遇改善の連名書を提出したが、主人が之に應ぜぬ爲め、遂に八月一日夜同盟休業を決し、二日午前二時七名全部同家を去つた。

## 3 兵庫縣下藝妓の同盟休業

阪神沿線敏馬檢藝妓七十八名は岩屋料理屋營業者組合員二十六名と線香代の經緯から八月十日夜を期して一齊に同盟休業をなした。料理屋組合は之に對し彼等藝妓の不買同盟を決議して應戰に努め、遂に十一日所轄御影響の調停となつた。

## 四 對策及施設

### 一 府縣及公團體の對策

大正十一年中に行はれた主なるものを舉ぐれば、

#### 1 愛知縣の娼妓待遇改善

愛知縣警察部保安課に於ては貸産敷營業許可權が四月廿一日限り縣知事の手に移るを期し、娼妓の待遇規約を改善した。其

主なるもの如左。

- 一 貸産敷業者は故なくして娼妓の外出を阻む事を得ず
- 一 強制的に娼妓を稼業に従事せしめる事を得ず
- 一 物品の購買を強ひる可からず
- 一 理由なく面會人を拒絶す可らず
- 一 娼妓の疾病治療を濫りに阻む事を得ず
- 一 娼妓の保健衛生に必要な施設及び給與をす

#### 2 奈良縣の藝妓取締法改正

奈良縣の藝妓及び同置屋取締規則は數年前に制度せられ、一時人權蹂躪問題をまで惹起した程であつたが、本年に入つてより數回に亙り警察法規調査委員會を開き、遂に七月十一日縣令第三十二號を以て改正規則を發布した。今左に其藝妓置屋の遵守すべき事項を舉げる。

- 一 花代其の他に關し規定以外の請求を爲さざること
- 二 客を遊興又は宿泊せしめざること
- 三 藝妓の居室は一人當り二疊以上たること
- 四 藝妓の稼業に關しては明細帳を備へ記入を明にすること

- 五 藝妓に對し濫に就業を強制又は禁止せざること
- 六 藝妓に對し濫に外出、通信、面接及文書閱覽の自由を制限する等不當の取扱を爲さざること
- 七 藝妓に對し物品の購買及所持品の質入を強ひざること
- 八 藝妓疾病に罹りたるときは速に醫師の治療を受けしむること
- 九 藝妓に貸與する寢具其他の物は常に清潔ならしむること

#### 3 鹿兒島遊廓に於ける娼妓待遇改善新規約

鹿兒島市警察署は常盤遊廓の當局者と協議の結果、八月娼妓の待遇に關する新規約を制定した。其主なる點を記せば、

前借金二百圓迄は免除して年期を延ばさず、又業務上の病氣月經等の休業日數は契約期中に數へ尙妊娠の際は産前三十日、産後三十三日の休養を與へることになつたり、其他一日二回以上客に接した場合には揚代の四割を娼妓に與へ又稼ぎ高に應じて賞與し、從來一日二食であつたものが三食與へらるゝことゝなつた。尙此等の規定を樓主に勵行させる爲めに娼妓十名に對し一名の委員を無記名投票

に依り選舉し、其任期を三ヶ月と定めた。

#### 4 神戸市湊川署の娼妓保護案

神戸市湊川署に於ては、豫てより福原遊廓の娼妓保護に就いて種々講究中であつたが、十月中旬漸やく其の具體案を得たので、同月二十三日福原貸座敷業者全體を同署に招致し、諮問事項十一項に關し意見を聴取した。左に其の主なる項目を摘記すれば、

- 一 娼妓妊娠並に生兒保護に關する件——娼妓の妊娠したる時は受胎後五箇月經過分娩後二箇月以内は休業せしむるものとす。但し當人の體質分娩後の經過等に徴し醫師の診断に依り其期間を伸縮することを得。尙分娩に關する一切の費用は席主の負擔とし分娩後滿一箇年間の生兒の養育費及爾後二箇年間は養育費の補助として一箇月十圓宛を貸座敷業者組合の負擔とし、若し右期間内に生兒を他へ養子女として遣はす時は養育の殘額より一時支度料として金百五十圓以内を支給すること。但し抱入前の妊娠及他の組合に轉席稼業又は廢業した時は、此限りでない
- 一 月一回の公休——毎月一日宛の公休日と與へ、春秋、各一回は外出慰安會開催、その他精神修養講話會等開催のこと
- 一 廻し制度の廢止——廻し制度を廢し、時間花制度に改むること
- 一 飲食物價格揭示——飲食物價格は暴利を貪

### 女子職業問題

らず相當價格を定め主なる物の價格は各客室に揭示すること

- 一 娼妓に對する抱主の負擔を明かにすること
- 一 客の祝儀を廢止し、雇人を給料制度にする件、客の祝儀を廢し、從て從來雇人の無給制度を爾今給料制度に爲すこと
- 一 今後雇人は總て女子とし男雇人は向一年内に廢止のこと
- 一 玉代の揭示——娼妓玉代は店頭見易き場所に揭示すること

#### 藝娼妓解放令發布滿五十年

本年は藝娼妓解放令たる太政官達の發布の滿五十年に相當するを以て、記念の爲め同布達を左に掲げ、参考に供する。

#### 太政官達第二百九十五號

- 一人身を賣買し又は年期を限り其主人の存意に任せ虐使し候は人倫に背き有まじき事に付古來制禁の處從來年期奉公等種々の名目を以て奉公住爲致其實賣買同様の所業に至り以ての外の事に付自今可爲嚴禁事
  - 一 娼妓藝妓業年期奉公人一切解放可致右に付ての貸借訴訟總て不取上候事
  - 右の通り被定候條屹度可相守候
- 明治五年十月二日
- 司法省布達第二十二號
- 本月二日太政官達第二百九十五號に面被仰出候次第に付左の件々可相心得事

一人身を賣買するは古來の制禁の處年期奉公等種々の名目を以て其實賣買同様の所業に至るに付娼妓藝妓等雇人の資本金は賍金と看做す故に右より苦情を唱ふる者は取糾しの上其の金の全額を可取上事

- 一同上娼妓藝妓は人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず人より牛馬に物の返辨を求むるの理なし故に從來同上の娼妓藝妓へ貸す所の金銀並賣掛滯金等一切債るべからざる事
  - 一人の子女を金談上より養女の面目になし娼妓藝妓の所業をなさしむる者は其實際上即ち人身賣買に付從前今後可及嚴重之處罰事
- 明治五年十月九日

## 二 私人及私團體の施設及對策

### 對策

#### 1 東京毎日新聞社の藝娼妓自由廢業運動

東京市に於て、殊に花柳界に購讀者を有する東京毎日新聞社に於ては、今夏、上村、布施の兩辯護士を顧問として、藝娼妓の自由廢業運動を開始した。

其趣旨に言ふ「藝妓屋は儲かる。素人の娘を抱へると隨分儲かる。淫賣をさせれば驚く程儲かる。藝妓屋が藝妓を抱へるのは淫賣をさせて

大金を儲ける爲めである。濡手で大儲けをするのは藝妓屋で、花柳病を患つて青くなるのは藝妓である。藝妓屋は儲けて別荘を建て面白い物を観てウマイ物を食つて樂をするのに、淫賣させて金を取上げられて梅毒と子供を脊負はされるのは藝妓である。藝妓屋は朝に晩に太り淫賣する藝妓は日毎に瘦せる。一日藝妓をしてゐると苦しみが十倍になり、一年してゐると千倍萬倍になる。藝妓が身の行末を考へれば一刻でも稼いでゐられる譯はない。豈藝妓のみならず其の悲惨さが娼妓になると殊に甚だしい。藝妓をやめて正業に就き暮さうとする婦人は何時でも本社へ申込み、自由廢業の目的を遂げさせると。

け規約及契約書變更等を縣保安課に申請した。其主なる内容は如左。  
今後妊娠娼妓は醫師の診断に依つて分娩前後三ヶ月乃至六ヶ月の適當なる休養を與へられ、其の間の雜費は抱主が負擔し分娩後嬰兒の養育料を一ヶ月十五圓と見積り其の半額を向ふ一ヶ月間樓主が支出して補助を與へる事とし尙分娩後直に他へ養子女に遣るときは其の分籍の費用の半額を支出し又は分娩の爲め娼妓が親元へ歸休するか或は他へ外出して休業する時は助産婦の費用全部を樓に於て負ふ事

其結果藝妓たる本人は元より本人の父母兄弟が續々來社し、本土を初め遠く臺灣朝鮮からも盛んに問合せがあると同紙は報じてゐる。

一 春秋二回慰安會を催し外出を許すこと  
一 時々樓主、雇人、娼妓全部に對し精神講話をなすこと  
一 祝儀制度を廢し席料として花代一圓以内は三十錢、以上は五十錢、泊客は一圓以下を貰ひ受け妓夫、曳子の給料に充てること  
一 娼妓妊娠の際は分娩前後醫師の診断に依

2 圓波篠山遊廓の妊娠娼妓の保護

3 兵庫縣西の宮遊廓の娼妓優遇法

兵庫縣丹波篠山京口新地の貸座敷業組合では七月上旬縣下の各遊廓に率先して抱娼妓の稼業中妊娠した時の救済方法を設

兵庫縣西の宮遊廓貸座敷業者は十一月十八日總會を開き娼妓に對するの優遇案を可決した。其の主なるもの如左。  
一 毎月一日本人希望の日を休養日とする

1 代議士横山勝太郎氏の公娼廢止の建議案提出

憲政會代議士横山勝太郎氏は二月二十日公娼制度廢止に關する建議案を議會に提出した。其の内容如左  
一 現下公娼制度は婦人に對する一大侮辱にして國家の面目を損傷し良風を壞亂するの甚しきものなるのみならず人權擁護の必要上斷然之れを廢止するを可なりと認む  
二 假に全然公娼制度を廢止するを得ずとも現今の遊廓制度は撤廢すべきを可なりと認む依つて政府は相當なる政策を執らん事を望む

2 女學校長會議の公娼廢止建議

一 養育料として二箇年間樓主が毎月十圓乃至二十圓の補助をなすこと  
一 曳子の數は娼妓十人以上四人、十人以下三人とすること

議

一 必要と認める期間の休養を與へ其費用は樓主の負擔とすること（休養期間は妊娠五箇月より分娩前後一箇月の程度）  
一 貫兒に出す場合に仕度料を樓主の負擔とする

東京市お茶ノ水女子高等師範學校に於て開催せられた全國高等女學校長會議の最終日五月三日に於て、左の如き公娼廢止の建議案が可決せられた。

建議案

女子教育の權威を確立せんが爲め公娼を廢止せん事ハ政府に要望する事

第五 其他の職業婦人問題

以上敘べたる女子職業以外になほ殘されたる問題は、『女官公吏問題』『保健衛生業關係婦人問題』『商業使用婦人問題』『交通業關係婦人問題』及び『家婢問題』がある。今夫等を一括して此處に叙述を試みようと思ふ。

一 其他の女子職業狀態

(一) 女官公吏

△神戸鐵道局管内には大正十一年六月現在にて女子雇員六一五名あるが、其の内二名は書記に任せられた。  
△長野縣にては六月廿二日夏蠶種の検査女子

女子職業問題

吏員八五名を任命した。

(二) 交通業關係婦人(女車掌、電話交換手)

△通信現業局女子職員狀況

(大正十年七月一日現在 在遞信省通信局調査)

年齢別人員	人員	百分率	在職年數		計
			最長平均	年月	
十二歳未満	三七	〇・一	二九	四	二七、七一九
十四歳未満	三、〇一五	一一	二四	四	
十六歳未満	七、四一九	二七	三、二四九	〇	
十八歳未満	六、八一六	二四	二四、四七〇	〇	
二十歳未満	四、〇九八	一五	一、五〇七	二	
三十歳未満	四、五〇二	一六	二六、二一二	二	
四十歳未満	一、〇六七	四	二、一〇七	二	
五十歳未満	五三八	二	二、四〇七	二	
六十歳未満	二〇五	一	二、二〇七	二	
六十歳以上	二二	〇・一	二、二〇七	二	
計	二七、七一九	一〇〇・〇	二、二〇七	二	

學歴

尋常卒	高等小	高等小	女學校	卒業
一四、一九一	一一、五九三	一一、五九三	一、五九一	六〇%

専門學校 一六〇・〇六%  
以上卒業 三三八 一%  
不詳其他 二〇・〇〇

平均俸給 二〇・〇〇

△兵庫電車にては十月一日より六名の女車掌を採用し、兵庫、西代、須磨寺の停留場で實務に當らせることとなつた。年齢は十五歳乃至十七歳。

△東京中央電話局健康診断成績

施行年月日 大正十年(月日不明)

現在	受診人員	未済人員	疾患人員
五、三二九	五、〇〇九	一、四〇九	三、八〇〇

疾患者内譯

病名	高等判人	官人	雇員	備人	計
トラホーム	五	七	七	二	六
結膜炎	一	六	六	一	六
腦貧血	一	三	六	一	五
脚氣	三	三	一	一	八
神經衰弱	一	三	二	二	八
氣管支加答兒	一	三	二	二	八
疹癩	一	三	二	二	八
肺炎加答兒	一	三	二	二	八
肋膜炎	一	三	二	二	八



角膜炎	六	一	六
慢性麻貧質	五	一	五
流行性感冒	四	一	四
淋巴管	三	一	三
心臟病	三	一	三
其他	九	一	九
計	二〇三七〇	七	三九七

(三) 家 婢

△東京市社會局の派出婦人會調査結果

年 齡	四二
二十歳未満	五六二
二十歳—卅歳	五八六
卅歳—五十歳	五二
五十歳以上	一、二四二
計	一、二四二

教育程度	三七七
尋常小學卒業	二四九
高等女學校程度	六二六
學歷不明	六二六

日給額	一、三〇〇
雑用婦	一、三〇〇
病産婦附添	一、五〇〇
家政婦	一、五〇〇
裁縫婦	一、五〇〇
給仕婦	三、〇〇〇

△岡山市大供の船越民氏等は東京の婦人派出會に倣ひ、有志婦人協議の結果、二月一日平和記念事業として『社會事業婦人はたらしき協會』を設立した。其目的とする所は『家

庭生活の共済並に其の改善發達を資け、併せて婦人の社會的地位の向上を圖る』に在る。其事業の主なるものは『はたらき』婦の紹介、派出、内職製作品の紹介販賣を爲す事である。そして東京の夫れと異つてゐる所は會員制度を採用してゐることである。即ち『はたらき』婦の紹介派出を請求せんとする者を第一種會員とし、協會所屬の『はたらき』婦たらんとする者を第二種會員とし、協會に對し内職製作品の紹介販賣を依頼する者を第三種會員としてゐる。

因に派出婦の種類及其の収入を示せば左の如くである。

雑用婦	一日食事付 金五拾錢より 壹圓廿錢迄
家政婦	上 金壹圓貳拾錢以上
給仕婦	上 金壹圓以上
裁縫兼洗濯婦	上 金壹圓貳拾錢以上
附添婦	上 金壹圓貳拾錢以上
料理婦	上 金壹圓以上
美容婦	上 金壹圓以上
同 家庭教師 (一定せず)	上 金壹圓以上

△婦人共同派出會下谷支部は大正九年二月から滿二年間を經過してゐるが今春獨立して

彌生婦人派出會と改稱し、支部長であつた久世朔子夫人が其經營に當ることとなつた。

尙同會の派出には通勤と住込の二種があつて、通勤は午前七時から午後七時迄、住込でも午後九時以後は休養を與ふべき規定で、料金は保母兼家政婦が一圓五十錢から二圓、給仕婦が三圓から三圓五十錢、雑用婦は八十錢から一圓五十錢、裁縫婦が一圓から一圓五十錢、病者産婦附添が一圓から一圓五十錢である。

二 其他の女子職業者運動

大正十一年中斯種女子職業者の運動として注意すべきものを摘記すれば、左の如くである。

1 女給同盟の成立と其後の活動

大阪市西區九條朝日屋食堂の女給は、本年早々から日本勞働總同盟の有志、殊に所謂左黨の有志に依つて援助せられて女給同盟の組織に努めつゝあつたが、四月十日午前九時同食堂に於て女給同盟の發會式を舉行した。

發會式は日本勞働總同盟の野田律太氏司會の下に行はれ、小堀千代子氏座長とな

り、先づ左記宣言書の朗讀をなして議事に入つた。

### 宣言

女性を男子の隷屬物とせる舊道徳を破壊し歡樂のかけに潜む犠牲的奴隸の境遇より脱却し自由と愛に充てる人生の再建を期す

女給同盟

斯くて議案中、役員選舉及び會則の制定は何れも委員附託となり、日本勞働總同盟加入の件、徽章作成、會旗作成、洗濯賃主人持、婦人講座の開設、宣傳演說會開設、メーデー參加の議案を可決した。

同々盟は發會式と、メーデーの爲めに十數回に亘つて、大阪市内目抜の場所に於て自動車上の宣傳演說をなし、宣傳ビラを散布した。其の宣傳ビラの一に言ふ、

諺に『稼ぐに追ひつく貧乏なし』と申しますが、實際は全く之れと反對で私達は稼いでも貧乏神に追ひつかれます。之れは何故かと申しますに、今の世の中が不平等で、強い者勝ちだからであります。金持は遊んで居てもどしどしお金が増え行きますが、貧乏人はいくら稼いでもお金のたまるどころか、その日の暮しさへ思ふやうには行かぬのです。それならば弱い者はどうしても強い者に勝てぬかと申しますと、決して然うではありませ

ん。南米地方では幾十萬といふイナゴの群があの強い象や虎を仆すといひます。つまり弱い小蟲でも多數が團結すると強い猛獸をも仆す事が出来るのです。弱い私共も、多數集りますならば、強い資本家共に打勝つ事が出来るのです。

皆さんは、皆さんの主人の仕打に不平があつても、一人で打突かつて行く丈けでは、逆もモノにはなりません。然し若しも皆さんが多數團結して主人に當るならば主人は屹度皆さんの主張を聞き容れるでせう。

然うです。皆さんが何等かの要求を主人にしようとならば、先づ皆さんが多數團結しなければなりません。私共は右の趣旨から、此度『女給同盟』を作る事となりました。組合は皆さんの力です。武器です。守本尊です。若し皆さんが自分の地位を向上し、境遇を改善しようと思まれるならば、先づ我が組合に入なさればなりません。來れ！ 滿都の兄弟達！』

尙五月二十八日夜大阪市天王寺公會堂に於て女給同盟主催の下に『婦人勞働問題の演說會を開催した。

### 2 看護婦同盟の成立

六月廿九日、東京市牛込區砂土原町三ノ四勞働婦人會同盟本部に於て、看護婦同盟は成立した。同々盟の趣旨及規約如左。

### 看護婦同盟の趣旨及規約

#### 趣旨

正しき職業及び勞働に従事する婦人が平和幸福なる生活を營む權利と自由とを獲得せんが爲めに團結するとは極めて正當のもであります。然るに久しい間の因襲と習慣は職業及勞働の尊嚴と價値を考へずに無自覺のまま過して來ました。が今や人生の最大要素たる自由と平等は男女共存の大義であることが覺醒せられまして私共は同盟團結の必要を感じたのであります。殊に殉教的的精神と同情博愛の下に病者の看護に努め社會奉仕をして居る看護婦をして在來の奴隸的境遇より解放し其の人格を認め權利と自由とを承認し共濟扶助を實行する事は國家社會の安寧幸福を保全する所以であります。茲に鑑み私共同志は看護婦同盟を組織して其の目的の完成を圖りたいのであります。奮つて加盟あらん事を希ふ

#### 事業

- 一 看護婦養成所及び寄宿舎を設置す
- 一 派出所—病院及び一般患者の派出看護の求に應ず
- 一 共濟部—會員の相互扶助を實行する爲め共濟基金を積立て其資に充つ
- 一 人事相談部—(秘密嚴守)本部理事及顧問が擔當し凡ゆる人事に關する相談に應ず
- 一 調査部—病院、醫師、看護婦會等の状況を詳細に調査し會員に報告す
- 一 宣傳部—本同盟の趣旨を全国各地に宣傳し同志の加入を勧誘し本同盟事業の完成を圖る

- 一 看護學講修、各種講演會、慰安會、殉職者追悼會等の開催
- 一 圖書雜誌パンフレットの發行

規約

- 一 本同盟は看護婦同盟と稱し本部を東京に支部を各所に置く
- 二 本同盟は總會に於て選舉したる左の役員を置き各役員の任期を一ヶ年とす  
イ 理事 七名、ロ 幹事 若干名、ハ 會計主任 貳名、ニ 評議員 參拾名、
- 三 本同盟の執行機關は理事會とす
- 四 理事會は必要に應じ他の機關を設くることを得
- 五 幹事は理事を補け會務を處理す
- 六 會計主任は幹事中より會計係を任命し會計事務を處理せしむ
- 七 評議員は本同盟重要事項を評決す
- 八 本同盟理事會は顧問を囑託することを得
- 九 總會は毎年一回理事會之を招集し本同盟の大綱を議定す
- 十 本同盟の經費は有志の寄附及び會費を以て之に充つ
- 十一 團體又は個人として本同盟に加入希望者は加入申込書に署名捺印の上本部又は支部へ申込むべし
- 十二 本同盟支部を組織の際は支部規約を作製し本部の承認を受くべし
- 十三 本部と支部の規定は別に之を定む
- 十四 本同盟本部より機關雜誌として毎月壹回「看護婦同盟」ナースユニオンを發刊し會員に頒布す

十五 本同盟の規約は總會の決議を経るに非ざれば變更することを得ず

大正拾壹年七月

看護婦同盟本部

尙同々盟は九月末、組合員として、内地に六百七十二名、在米國一名、在英國一名、在中華民國二名、合計六百七十六名を有し之を普通會員と派出部員とに分ち、前者よりは一ヶ月會費五十錢、後者よりは五圓を徵收する。

該同盟の指導顧問として、労働婦人同盟理事山口若葉、女醫遠藤秀代、辯護士法學士遣水祐四郎の諸氏がある。

3 静岡縣江尻局交換手の同盟休業

静岡縣庵原郡江尻郵便局電話交換手十名全部は、十月一日、二日同盟休業した。原因は、九月より二圓宛昇給の辭令を交付したが、辭令が十五日附である爲め、日割勘定として一圓宛を支給した爲めと、他には勤務時間外の手當を支給しなかつたとに因る。